

さめき水田営農だより

平成
26年度

経営所得安定対策等の 申請手続きが始まります!



4月1日(火)~6月30日(月)

経営所得安定対策の交付金を受けるためには、「**交付申請書(様式第1号)**」と「**営農計画書(2~3ページ)**」を、6月30日までに最寄りの地域農業再生協議会(市町、JA)又は高松地域センターへ提出することが必要です。

米価変動補てん交付金は26年産から廃止され、当年産の米の販売収入が、米の標準的収入(21~25年産のうち、最高・最低を除く3年の平均)を下回った場合の措置として**26年産の1年に限り、「ナラシ移行のための円滑化対策」が実施**されますので加入しましょう。

また、**27年産**からは、麦、大豆などの、**畑作物の直接支払交付金**については、**認定農業者、集落営農、認定就農者**に交付対象が限られますので、26年度において、集落営農を立ち上げるなどの取り組みを進めましょう。

様式第1号 経営所得安定対策等交付金交付申請書 26年度

農林水産大臣 殿
経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

フリガナ	ムラシ タカ	申請年月日	26年 月 日
氏名又は法人・組織名	農林 太郎	申請日	性別 生年月日
フリガナ		続	続
代表者氏名		個人	認定農業者
〒123-4567		集落営農	認定就農者
東京都千代田区		法人	認定なし
西ヶ間1234567890-1234567890-12345		電話	912-345-6789
		FAX	912-345-6789
		E-mail	

交付申請内容(該当する欄に○を付けてください)

米の直接支払交付金の申請	ナラシ移行のための円滑化対策の加入	畑作物の直接支払交付金の申請	集落営農の申請	認定就農者の申請	加算措置の申請
する しない	する しない	する しない	する しない	する しない	する しない

重要

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)に非加入で、「ナラシ移行のための円滑化対策」に加入する場合は、**加入「する」**に○を付けましょう。



経営所得安定対策等の問い合わせ先

中国四国農政局 電話 : 087-831-8185
高松地域センター(農政推進グループ) フリーダイヤル : 0120-38-3786

経営所得安定対策等の営農計画書の記入方法について

営農計画書の記入は、農業経営を見直す絶好の機会です。経営や作業の効率等を検討しながら、作付けする作物を選択しましょう。

作物を作付けする農地については「**営農計画書**」に記入して下さい。

※記入用紙は複写式になっています。黒色ボールペンで強めに記入してください。

※提出する全ての用紙の「**個人情報取扱承諾・重要事項説明確認印**」に押印が必要です。

記入例：太枠内を中心に記入してください。

平成26年度(産)生産調整方針参加申込書及び水稲等生産実態計画書(産)経営所得安定対策等営農計画書(産)水稲共済組合共同組合系

個人情報取扱承諾・重要事項説明確認印

(記入上の注意) 1.太枠の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加してください。
2.自ら生産調整方針を作成している農業者は、生産調整方針作成者を必ず記入してください。
3.助成対象水田にこれまで交付金等の交付を受けることができた水田には、「*」が記載されています。過去の生産調整等の取組状況で判断しています。

生産調整方針作成者		支所		地区名		農家氏名		電話番号	
市町コード	支所コード	地区コード	農家コード	姓	名	姓	名	電話番号	支所電話番号
999	099	099	9999	サスキ	タロウ			087-832-3418	
住所		支所		地区名		農家氏名		電話番号	
サスキシ オオカワチヨウ トコソコ123-4		タカツ		(99)-トコソ		サスキ		087-832-3418	
農地番号	所在地	農地面積 (種別除く)	作付面積		作物名等又は水稲品種名	前年度実績			
			水稲	水稲以外					
0101	(1000)	950	950	(950)	ヒノヒカリ(小粟) ① ②	950 950 150			
0103	(300)	230	230		ナス(家庭菜園) ⑤	230 1			
0104	(2000)	1900	1900		アロヨコリ 10月 ⑥ ⑦				
0111	(500)	480	480	(480)	大豆(小粟) ② ③ ④	480 1			
0112	(1200)	1150	1150		小粟 ②	1150 1			
0113	(900)	840	240	(600)	ヒノヒカリ(小粟) ③ ④	840 600 150			
0102	(800)	760	760	(760)	ヒノヒカリ(飼料イタリアン) ② ③				
合計		6310	600	3030					

水稲の種類	出荷・販売予定数量	生産予定面積
kg	kg	a
WCS用米		
米粉用米	⑧ ⑨ 300	600
飼料用米		
加工用米		
備蓄米		

作物の種類	生産数量目標	作付面積
kg	kg	a
小粟	1000	② 3420
変はだか麦		
その他		
大豆	60	480
ばな		
たね		

記入上の注意) 生産数量目標は、播種前契約数量を基本としますが、契約時の予定面積よりも、実際の作付面積が減少した場合は、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を記入してください。
*粟は、26年度に収穫するものについて記入してください。

「調整水田等の不作付地の改善計画」の扱い

米の直接支払交付金を申請する場合で、調整水田等の不作付地がある場合は「**不作付地等の改善計画(3年を目途に解消)**」を作成し、市町の認定を受ける必要があります。

「不作付地の改善計画」の達成予定年までに作物の作付けが行われず、その翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の直接支払交付金の助成対象水田から除外されます。(助成対象水田は、営農計画書の「助成対象水田」欄に「*」が印字されています。)

不作付地の改善計画の達成予定年」の欄に2桁の数字(地域によっては「*」で表示や「*」で表題を削除し非表示の場合があります)が記載されている農地は、不作付地等の改善計画が提出された農地です。作物の作付け行い、助成対象水田から除外されないようにしましょう。作付けは家庭菜園等でも問題ありません。

- 新規需要米・加工用米・備蓄米に取り組む場合は、生産予定面積と作付面積を必ず一致させてください。
- 飼料用米(一括管理)に取り組む場合(主食用品種で取り組み、JAに出荷する場合)は、主食用米と一括管理を実施することから、契約した数量は必ず出荷してください。

その他の注意点

- 農地を追加する場合は、地権者との利用権設定又は農作業受委託契約書(使用収益等を伴う契約で、全作業についての受委託契約が対象)の写しの添付が必要です。
- 作付予定を変更する場合は、地域農業再生協議会にご連絡ください。

記入にあたっての注意事項

地域独自の記入方法がある場合は、そちらに従ってください。

- 1 水稲の場合は品種名と植付予定月日を記入。
- 2 麦類は、今年収穫するものを記入。
- 3 戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行う場合は、どちらの作物を表作にするか裏作にするかの選択が可能です。
ただし、水稲との組合せでは、水稲が表作になります。
- 4 二毛作の場合は裏作を()書きで記入。
- 5 野菜等で、販売しない場合
予定作物名と「(家庭菜園)」を記入。
販売しない作物は交付金の交付対象外です。
- 6 野菜で販売する場合
予定作物名と収穫時期を記入。
- 7 夏場(7月1日時点)に作付けしていない秋冬野菜等は、予定作物名、収穫時期を記入。
- 8 政府備蓄米や飼料用米、米粉用米、WCS用稲を作付けする場合は、水田の特定が必要です。記入にあたっては、「(備)」などを品種名の後に加筆してください。
例)政府備蓄米の場合 : コシヒカリ (備)
加工用米の場合 : オオセト (加)
飼料用米の場合 : ヒノヒカリ (飼)
米粉用米の場合 : ヒノヒカリ (粉)
WCS用稲の場合 : リーフスター (W)
飼料用米の多収性専用品種の場合 : ホシアオバ (多)
- 9 JAとの出荷契約数量や、実需者と直接契約している場合は、契約数量を「出荷・販売予定数量」又は「生産数量目標」に、作付面積を「生産予定面積」と「作付面積」に記入してください。

畑作物の「生産数量目標」の設定について

国が定めた次の設定ルールに従い、**農業者の皆さん自身が設定**します。
●**麦・大豆**: JAや実需者と締結した26年度に係る播種前契約に基づく出荷契約数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。
●**そば・なたね(油糧用)**: JAや実需者と締結した26年度に係る播種前契約に基づく出荷契約数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。
●ただし、播種前契約時の予定面積よりも、実際の作付面積が減少した(する)場合は、契約書から転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を目標に設定してください。
●生産数量目標設定の確認のため、**JA以外と直接販売契約している場合は、契約書のコピー等を添付**してください(JAと契約している場合は、JAから国へ一覽で提出されます)。

**重要な
お知らせ**

麦、大豆、そば、なたね を作付けされている方へ



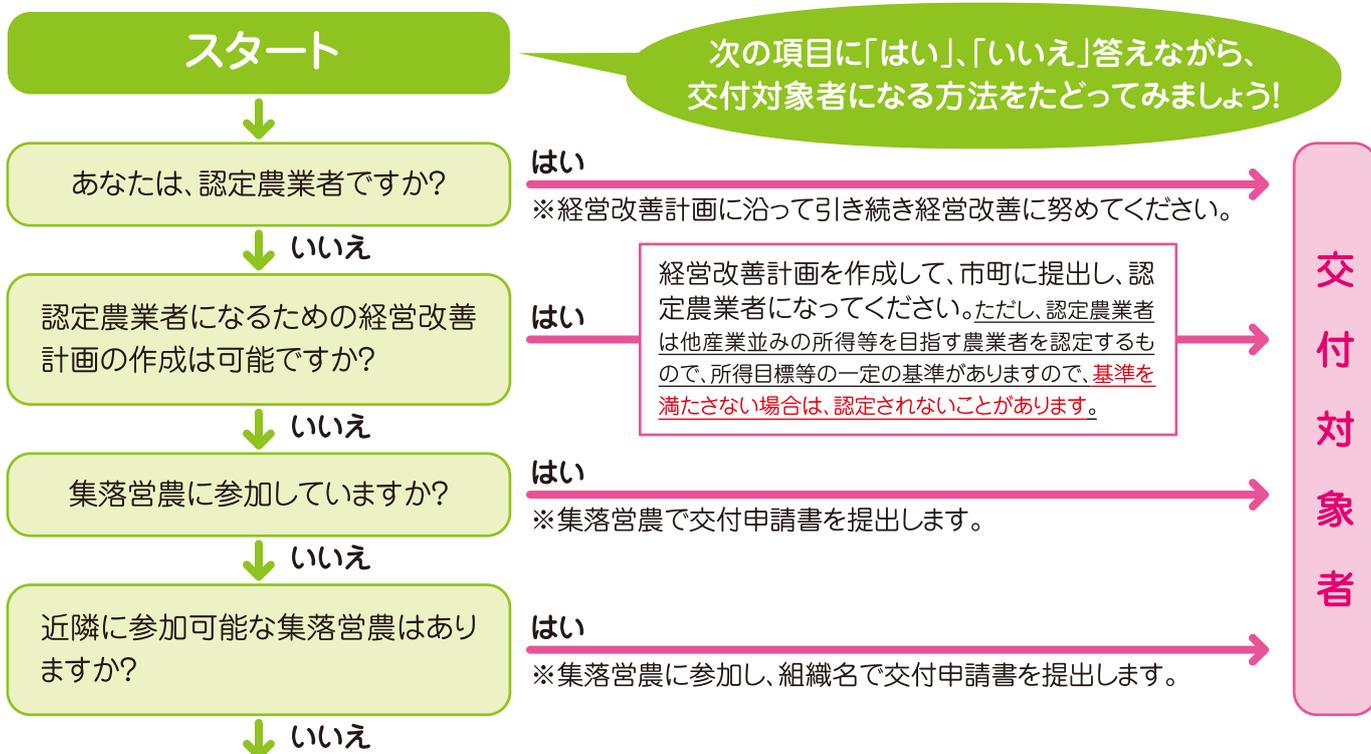
～畑作物の直接支払交付金の交付対象者が平成27年産から担い手（認定農業者、集落営農、認定就農者）に限定されます～

経営所得安定対策の見直しに伴い、畑作物の直接支払交付金の交付対象者が、平成27年度（平成27年産）から「認定農業者」、「集落営農」、「認定就農者」の担い手に限定されます。（平成26年産までは、販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農がすべて対象です。）

畑作物の直接支払交付金は、品質に応じた交付単価に基づき、数量払いされる交付金で、品質が良く、収量が多いほど交付金額も多くなります。

畑作物の直接支払交付金の交付対象外となると、小麦で10aあたり約3万円、はだか麦で約3.8万円、交付金収入が減少します（いずれも単収300^{kg}/10aで試算）。

現在、「認定農業者」、「集落営農（一定の要件が必要）の構成員」、「認定就農者」でない方は、平成27年度の交付申請の時期までには、交付対象者の要件を満たすようご検討をお願いします。



集落営農の組織の立ち上げを検討してみませんか。

ご自分の地域の実情に応じた取組可能な集落営農の立ち上げをこの機会に是非ご検討ください!!

集落営農については、5頁をご覧ください。

参考

交付対象者の見直しにより、認定農業者等以外の小麦の手取りは、約3万円/10a（畑作物の直接支払交付金分）の減額が想定されます。

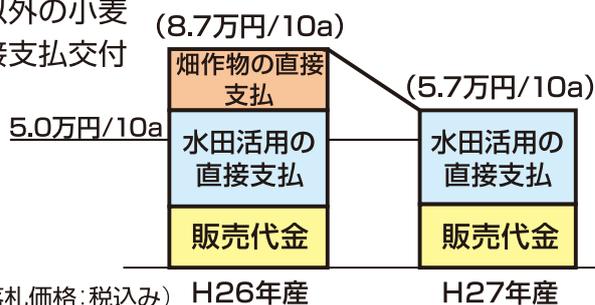
<算定的前提条件>

小麦の単収：300^{kg}/10a

作期：水田作

品質：1等Bランク

小麦の単価：4,391円/60^{kg}（26年産民間流通麦落札価格：税込み）





いま、集落営農が広がっています。「集落営農とは？」

①「集落営農ってなに？」をわかりやすく、言えば、次のとおりです。

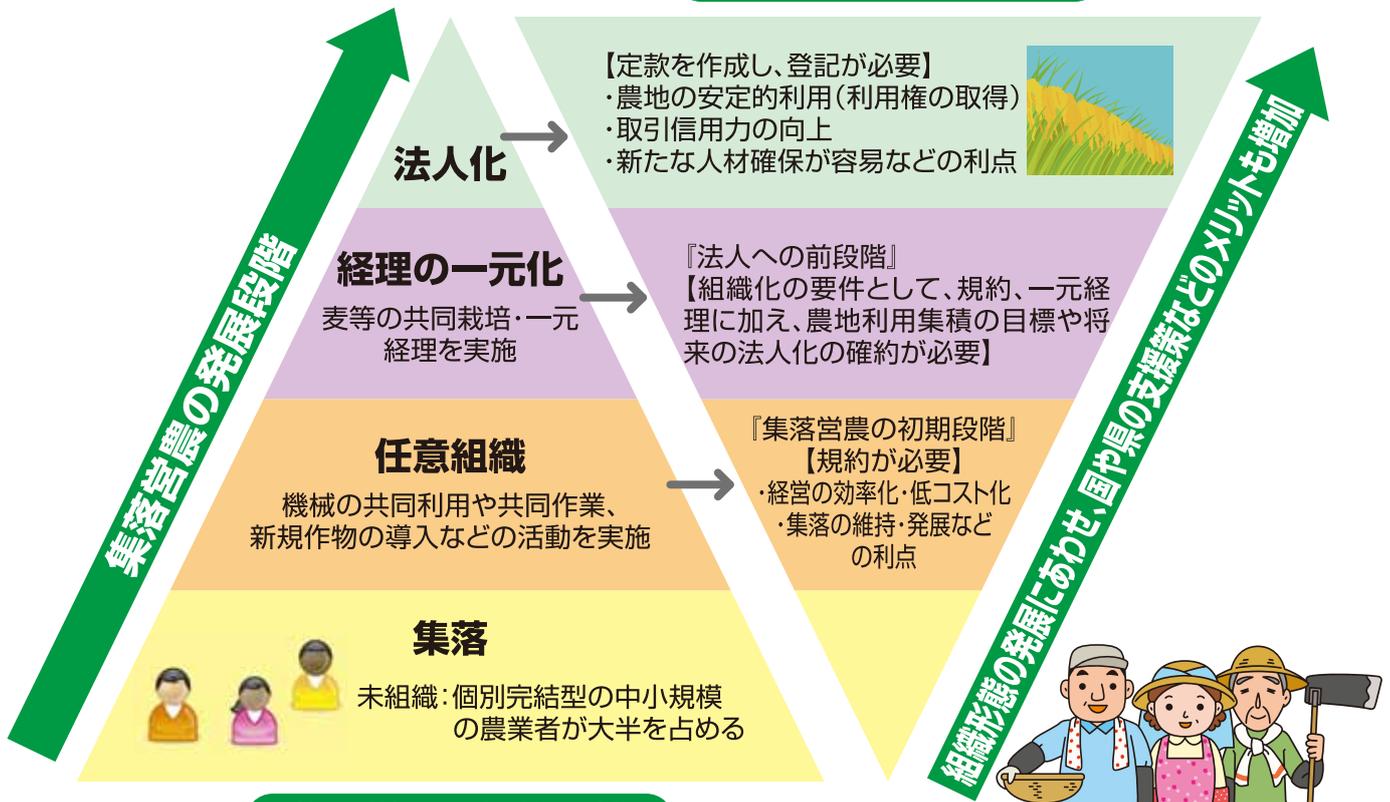
「**集落の複数の人が集まって、集落内の話し合いのもと、集落の農業生産を中心とした仕組みをつくること**」を集落営農といいます。

②その目的は、①農地を守る、②農業の生産性を高める、③コストを下げ、経済力を強めることなど、**集落の実情に応じて幅広いものです。**

③それを担う組織は、目的に応じて、①農作業受託、②機械・施設の共同利用、③共同作業など様々な活動を行います。



組織化の要件・メリット



集落営農の組織形態

◎平成27年産からの「畑作物の直接支払交付金」の対象者となる集落営農の要件は、現在、国においてその詳細が検討されていますが、上図の「**経理の一元化**」と「**法人**」組織になる見込みです。

※「任意の集落営農」は対象外となる見込みです。

◎**これからの経過期間を利用して、集落営農の組織化・経営発展の検討を始めてみませんか。**

攻めの農業実践緊急対策事業の実施のお知らせ

26年度から、香川県農業再生協議会は「攻め農業実践緊急対策事業」を実施します。

【支援する取組】

- ① 効率的な機械利用体系の構築に向けた機械導入や既存機械の再利用の取組
- ② 高収益作物への転換に必要な機械・設備の導入
- ③ 地域の集出荷・加工処理施設を有効活用し集出荷・加工処理のコストを低減する取組



(想定事例)

- 農業者AとBの農地について、利用権をAに集約しAの機械装備をリース導入で高度化。
- 集落営農組織Aが、新たに農地を集積。集積した面積に対応するため機械をリース導入。
- オペレーターAが受託農家を増加。増加した受託面積に対応するため、農業機械をリース導入。
- 高収益作物アスパラガスへの転換に必要な資材を購入。

赤かび防除を徹底し、発生防止に努めましょう!

赤かび病被害粒が混入した麦は、規格外に格付けされ、食用や飼料として使用できません。



赤かび病の発生(小麦)

- 赤かび病は出穂期から乳熟期にかけて、曇天・降雨が続き、気温が高いと発生します。
- 特に本年産麦は播種が遅れたものが多く、平年より気温が高い時期に出穂期を迎えると考えられます。
- このため、赤かび病防除を徹底しましょう。

**防除時期 1回目：開花始め
2回目：1回目防除の7～10日後**

～防除時期や薬剤は「麦の栽培しおり」などをご確認下さい～

●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県 農政水産部 農業生産流通課
// 農業経営課
香川県農業再生協議会 HP

TEL:087-825-2503
TEL:087-832-3418
TEL:087-832-3406

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>